

承認第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決処分第6号

専 決 処 分 書

平成26年度幕別町の公共下水道特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

幕別町長 岡田 和夫

平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

平成26年度幕別町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,161,702千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		357,709	14	357,723
	1 他会計繰入金	357,709	14	357,723
7 町債		412,300	300	412,000
	1 町債	412,300	300	412,000
歳入	合計	1,161,988	286	1,161,702

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		284,239	286	283,953
	1 下水道施設費	162,976	286	162,690
歳 出	合 計	1,161,988	286	1,161,702

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
十勝川流域下水道建設事業	5,900	普通貸借又は証券発行	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	5,600	同左	同左	同左
合計	5,900				5,600			

歳入

(款) 4 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	357,709	14	357,723	1一般会計繰入金	14	1一般会計繰入金 14
計	357,709	14	357,723			

(款) 7 町債 (項) 1 町債

1都市計画事業債	80,100	300	79,800	1公共下水道事業債	300	2十勝川流域下水道建設事業債 300
計	412,300	300	412,000			

歳 出

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道施設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1下水道建設費	162,976	286	162,690		300	14		19 負担金補助及び交付金	286	3 流域下水道建設事業負担金 286
				(地)十勝川流域下水道建設事業債		300				
				(入)一般会計繰入金		14				
計	162,976	286	162,690		300	14				